

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

第1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

1 町の責務 (法3②、16関係)

町(町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年第112号。以下「法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)及び町の国民の保護に関する計画(以下「町国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関等が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

3 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる以下の事項について定める。

- ① 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 町が実施する法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、町の区域に係る国民保護措置に関し町長が必要と認める事項

第2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

第3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(法35⑧関係)

1 町国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。また、県は、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画についても、国や県計画の見直し及び国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

この際、町国民保護計画の見直しにあたっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

2 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第4 町国民保護計画の周知徹底

1 町国民保護計画の周知

町国民保護計画の内容は、関係機関等に周知徹底させるとともに、本計画の基本的な考え方などについて住民への周知を図る。

2 町国民保護計画の運用・習熟

町国民保護計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、武力攻撃事態等においては迅速かつ的確な運用ができるようにしておくものとする。

第5 町地域防災計画等との関連

町国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであり、町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づいて、風水害、地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するための計画であり、別の法体系によるものである。

しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。

そこで、本計画では、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのない事項については、町地域防災計画等の定め例により対応する。

第6 用語の定義

1 法令の表記

用語等	定義
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (平成15年法律第79号)
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令 (平成15年政令252号)
法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) 特に必要な場合のみ国民保護法と記載する。
令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成16年政令第275号)
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令 (平成17年総務省令第44号)
国際人道法	第1ジュネーヴ条約、第2ジュネーヴ条約、第3ジュネーヴ条約、第4ジュネーヴ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称
災害対法	災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)
警職法	警察官職務執行法 (昭和23年法律第136号)

2 機関名等の表記等

用語等	定義
国の対策本部	事態対策本部、緊急対処事態対策本部
国の現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部、緊急対処事態現地対策本部
国の対策本部長	事態対策本部長、緊急対処事態対策本部長
国の現地対策本部長	武力攻撃事態等現地対策本部長、緊急対処事態現地対策本部長
県対策本部	鹿児島県国民保護対策本部、鹿児島県緊急対処事態対策本部
県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織
県対策本部長	鹿児島県国民保護対策本部長、鹿児島県緊急対処事態対策本部長
町対策本部	町国民保護対策本部、町緊急対処事態対策本部 町の区域において、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関をいう。
町対策本部長	町国民保護対策本部長、町緊急対処事態対策本部長

用語等	定義
指定行政機関	次に掲げる機関で事態対処法施行令で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
連 協 長	地域連絡協議会会長をいう。
警 察 官 等	警察官、海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の自衛官をいう。
消 防 機 関	市町村が消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定に基づいて設置する消防本部、消防署及び消防団をいう。
海上保安部長等	政令で定める管区海上保安本部の事務所（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署）の長をいう。

3 特定の用語等

用語等	定義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

用語等	定義
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 必要に応じて「災害」と記載する。
基本指針	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施について、国としての基本的な方針を示したもので、本計画を定める際の基準となるものをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときの国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な指針をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設として、知事があらかじめ指定した施設をいう。
収容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等で本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために知事等が提供する施設をいう。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施にあたって必要な物資及び資材をいう。
NBC攻撃 ダーティボム	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。 放射性物質を混入させた爆弾をいう。
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（災対法第2条の2第2号）をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、令第27条に規定する施設をいう。
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む。）で令第28条で定めるものをいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
警戒区域	武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じた区域をいう。
生活関連物資等	食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活と関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務をいう。
特定公共施設等	港湾施設、空港施設、道路、海域、空域及び電波をいう。
緊急通行車両	道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のため措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重 (法5関係)

国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済 (法6関係)

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続については、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供 (法8関係)

武力攻撃事態等においては、国民に必要な情報を提供することが重要であるため、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

4 関係機関相互の連携協力の確保 (法3④関係)

国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と必要な情報の共有化を図るとともに、平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力 (法4関係)

法の規定により、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助等について国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

(法7関係)

日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由の自由に特に配慮する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 (法9関係)

国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の保護について留意する。特に、情報の伝達にあたっては、要配慮者に対し、確実に情報が伝達されるよう努める。

また、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 (法22関係)

国から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、その内容に応じ、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

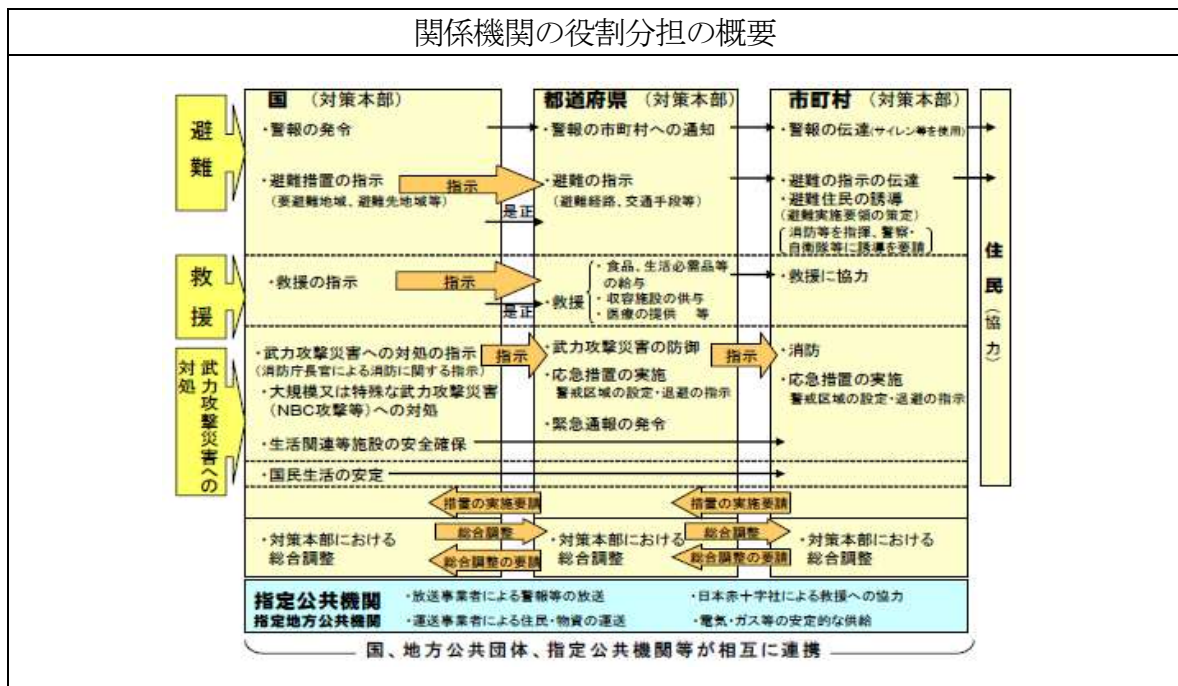
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 町の地域特性に配慮

中山間地域に位置する本町の地理的、社会的特性に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施主体である関係機関等の処理すべき事務又は業務、連絡先等については、以下のとおりである。



第1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、町、伊佐湧水消防組合（消防本部）は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

機 関 名	業務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 鹿児島県国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 12 緊急対処事態に関する措置の実施

機 関 名	業務又は業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 10 緊急対処事態に関する措置の実施

機 関 名	業務又は業務の大綱
伊佐湧水 消防組合 (消防本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織の整備、訓練 2 避難住民の誘導、その他住民の避難に関する措置の実施 3 救援、安否情報の収集その他の避難住民等の救援に関する措置の実施への協力 4 武力攻撃災害の防除及び軽減、消防、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 5 緊急対処事態に関する措置の実施

第2 関係機関の連絡先

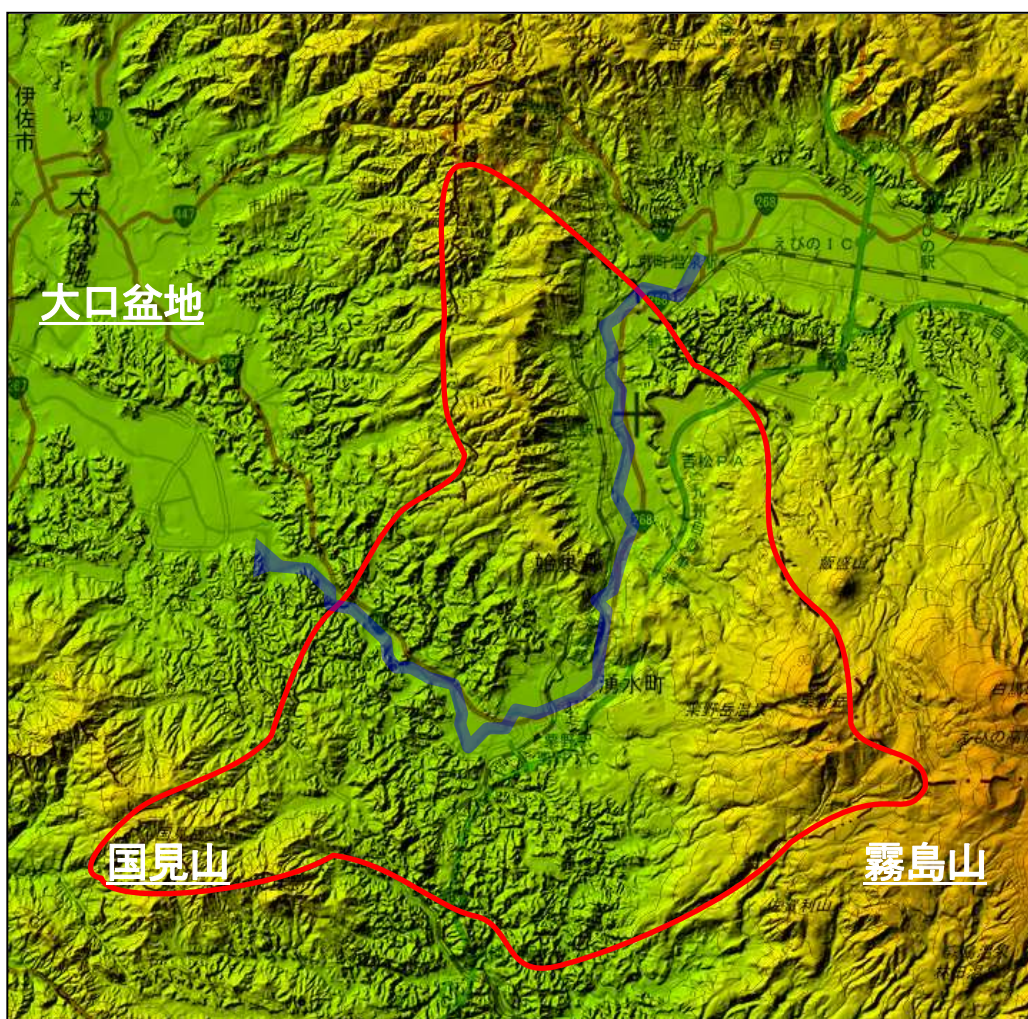
区分	名称		連絡先	住所
県	鹿児島県庁		099-286-2111	鹿児島市 鴨池新町 10-1
	鹿児島県土木部 監理課		099-286-3483	
	鹿児島県土木部 河川課		099-286-3586	
	鹿児島県土木部 道路維持課		099-286-3564	
	鹿児島県危機管理防災局 危機管理課		099-286-2268	
	始良・伊佐地域振興局 総務企画課		0995-63-8106	始良市 加治木町 諏訪町 12
	始良・伊佐地域振興局 農林水産総務課		0995-63-8143	
	始良・伊佐地域振興局 建設総務課		0995-63-8343	
	始良・伊佐地域振興局 始良保健所		0995-44-7951	霧島市 隼人町 松永 3320-16
	伊佐湧水警察署		0995-22-0110	伊佐市 大口 里 2786-1
消防組合	伊佐湧水消防組合消防本部		0995-22-0119	伊佐市 大口目丸 132-1
	南消防署		0995-74-3021	湧水町 米永 474
	吉松分遣所		0995-75-2605	湧水町 川西 1128-1
国交省	川内川河川事務所		0996-22-3271	薩摩川内市 東大小路町 20-2
	川内川河川事務所 菱刈出張所		0995-26-2459	伊佐市 菱刈 川南 78-1
	川内川河川事務所 京町出張所		0984-37-1151	えびの市 大字向江 1008-9
気象庁	鹿児島地方气象台		099-250-9911	鹿児島市 東郡元町 4-1
自衛隊	陸上自衛隊国分駐屯地		0995-46-0350	霧島市 国分福島 2-4-14
	陸上自衛隊えびの駐屯地		0984-33-3904	えびの市 大字大河平 4455-1
市町村	伊佐市		0995-23-1311	伊佐市 大口 里 1888
	霧島市		0995-45-5111	霧島市 国分中央 3-45-1
	始良市		0995-66-3111	始良市 宮島町 25
	えびの市		0984-35-1111	えびの市 大字栗下 1292
	さつま町		0996-53-1111	さつま町 宮之城屋地 1565-2
医療	始良地区医師会		0995-42-1205	霧島市 隼人町内山田 1-6-62
建設業	栗野建設同志会 (松林組内)		0995-74-5940	湧水町 幸田 901
	吉松建設同志会 (高橋組内)		0995-75-3397	湧水町 川添 1436
高速道路	西日本高速道路株式会社九州支社	宮崎高速道路事務所	0985-89-2535	宮崎市 大字富吉 字釘ノ前 1389-1
		鹿児島高速道路事務所	0995-63-4551	始良市 加治木町 反土 1466

第4章 町の地理的、社会的特徴

国民保護措置の適切な実施にあたり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴については以下のとおりである。

1 地形

町は、県北部の中山間地域に位置する自治体で、総面積は約 144.29 km²である。山林や傾斜地が非常に多く分布し、町内を一級河川である川内川が貫流している。地形分類は、川内川周辺の低地、低地が隆起してできた台地状の地形、段丘、低地を取り囲む丘陵、小起伏地、火山性丘陵（シラス台地・丘陵地）に区分される。特性として、複数の小河川が川内川に流れ込むため谷筋に沿って土石流の警戒区域や傾斜度の高い丘陵部では、多数の急傾斜地崩壊危険区域等の指定を受けている。また、低地の多くは、浸水想定区域に指定されている。



地目構成（総面積 約 12,000ha）

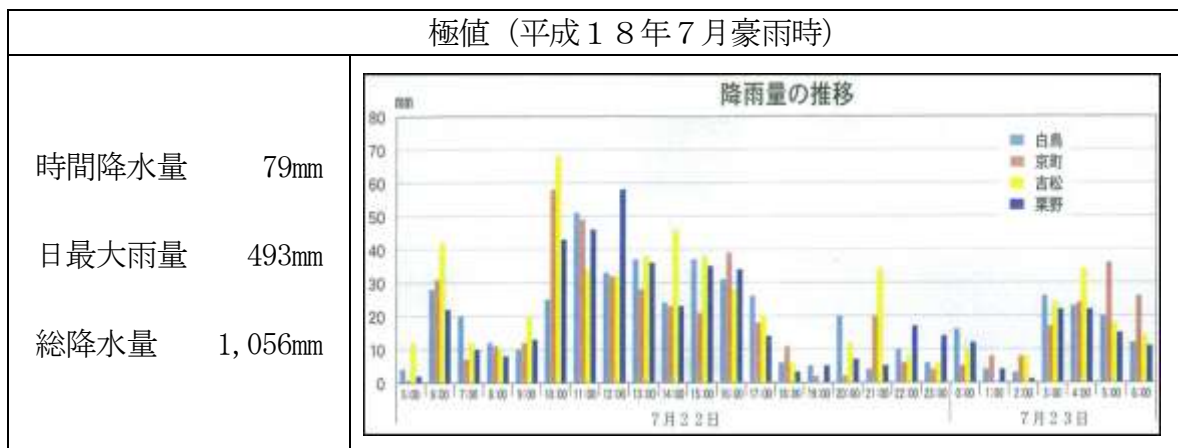
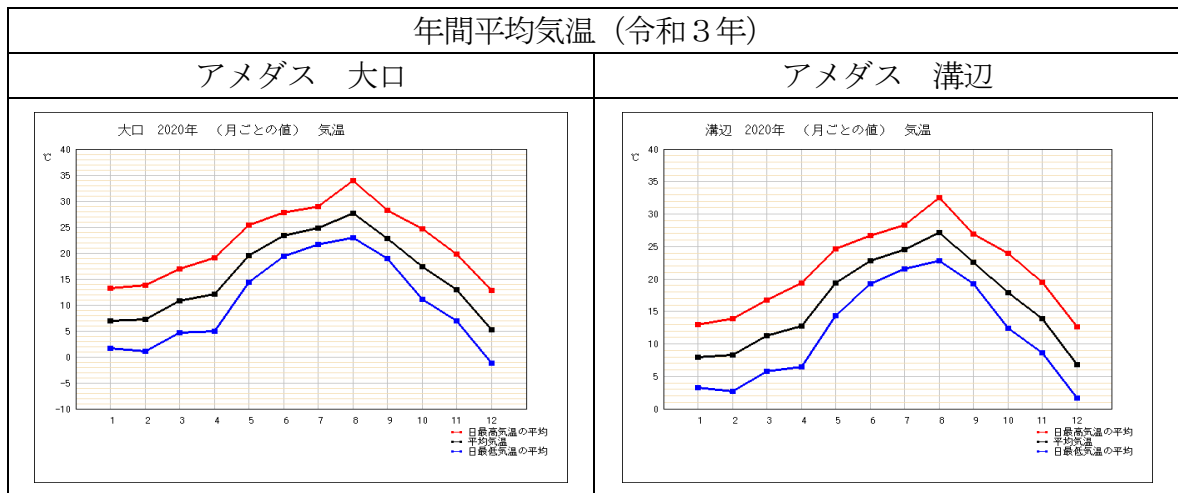
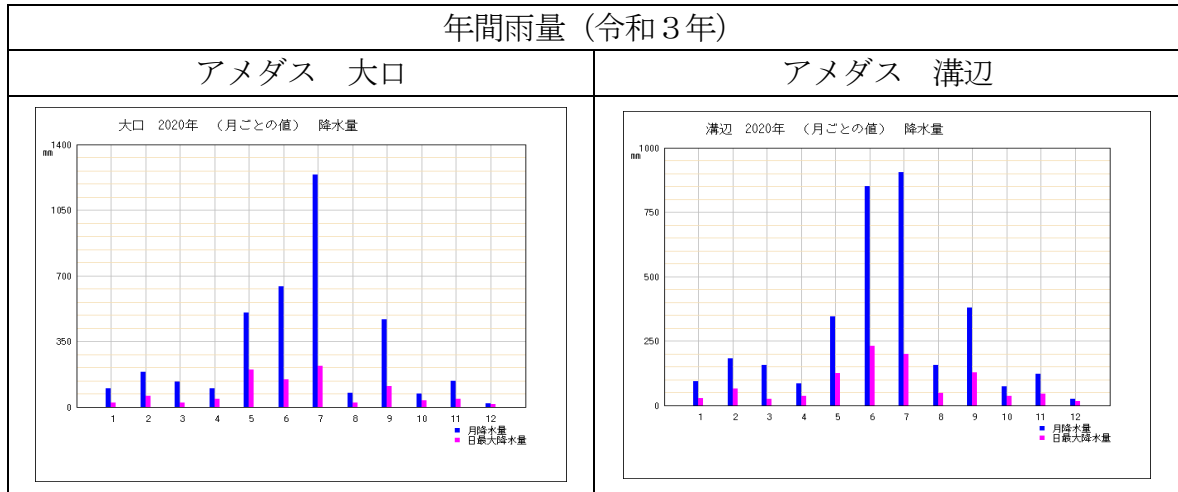
- 耕地面積 : 約 1,840ha (約 15.3%)
- 林野面積 : 約 10,036ha (約 83.6%)
- その他宅地等 : 約 124ha (約 1.1%)

2 気 候

年平均気温は17℃、年間降水量は2,000～3,000mmと多雨の地域となっている。

特に、梅雨期や台風襲来期には、集中豪雨による河川の増水があり、住宅や農作物等への被害が多く見られる。また、日中と夜間の寒暖差が大きい盆地特有の気象条件から、霧が発生することもある。

町近傍のアメダス気象観測所における気象統計及び降水量の極値は、下表のとおり。



3 人口分布

令和3年の湧水町の総人口は、総務省統計局が令和4年11月30日に公表した国勢調査の結果によると9,119人（5年前と比較すると▲11.7%の減少）で、令和4年12月現在の人口は、8,723人（栗野地域：5,840人、吉松地域：2,883人）となっている。人口の多い地域は、両地区とも駅周辺の市街地である。

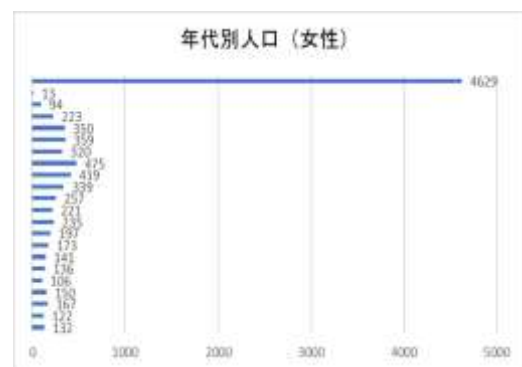
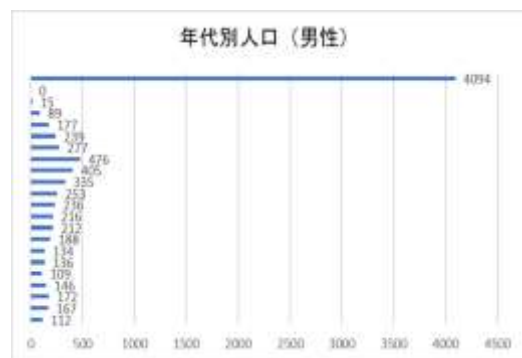
年々転出が転入を上回っていることに加え、少子高齢化の影響により、減少傾向にあるが、この傾向は今後も続くものと考えられる。

【地区別人口（令和4年12月1日現在）】

栗野地域		吉松地域	
地区名	人数(名)	地区名	人数(名)
西下場	925	川添	344
東中下場	702	中津川	621
北 方	880	鶴 丸	323
轟	1,012	般若寺	246
幸 田	541	上川西	468
米 永	350	下川西	487
上 場	303	停車場	186
老 竹	275		
長 谷	383		
地区計	5,371	地区計	2,675
支区外	469	支区外	208
地域計	5,840		2,883
総人口			8,723

【年代別人口（令和4年12月1日現在）】

男	年 齢	女
0	100 以上	13
15	95～99	94
89	90～94	223
177	85～89	350
239	80～84	359
277	75～79	320
476	70～74	475
405	65～69	419
335	60～64	339
253	55～59	257
236	50～54	221
216	45～49	235
212	40～44	197
188	35～39	173
134	30～34	141
136	25～29	136
109	20～24	106
146	15～19	150
172	10～14	167
167	5～9	122
112	0～4	132



4 道路の位置等


道路は、東西に延びて宮崎県えびの市及び熊本県水俣市に繋がっている国道268号線、町の南部から国道268号線と結ぶ県道栗野加治木線と国道268号線から北に延びる県道木場吉松えびの線等の多くの県道が町内を縦横断している。

また、九州自動車道が北東に通っており、工業、産業、観光等の重要な道路となっている。

道路網図	凡 例
	<p>緑 色 : 高速道路 (—)</p> <p>赤 色 : 国 道 (—)</p> <p>黄 色 : 県 道 (—)</p> <p>県道55号: 県道栗野加治木線</p> <p>県道102号: 県道木場吉松えびの線</p>

5 鉄道の位置等

鉄道は、肥薩線が霧島市から人吉市方面に、吉都線が吉松駅から分岐し、えびの市方面に延びており、通学、観光、物資の輸送等において有効な活用がなされている。

鉄道路線図	凡 例
	<p>赤 色 : 鉄 道</p> <p>肥薩線 南北に縦断 吉都線 東側に分岐</p> <p>青 色 : 最寄り駅</p> <p>肥薩線 栗野駅、吉松駅 吉都線 鶴丸駅</p>

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

第1 武力攻撃事態

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにするため、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4つの類型が対象として想定されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

そこで、町国民保護計画においても、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定している。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 類型ごとの特徴

① 着上陸侵攻の場合

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うこととなる。

特 徴	<ul style="list-style-type: none">・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。・ 他国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。・ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。・ 被害は、主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
留 意 点	<ul style="list-style-type: none">・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 ・ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設、自衛隊施設などに対する注意が必要である。 ・ 少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。 ・ ダーティボムが使用される場合がある。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県、市町村、県警察は、第十管区海上保安本部及び自衛隊と連携し、武力攻撃意の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・ 事態の状況により、知事が緊急通報を発令したり、市町村長又は知事が退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行う必要がある。

③ 弾道ミサイル攻撃の場合

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 ・ 極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ・ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

④ 航空攻撃の場合

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを他国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。 ・ ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ・ 航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・ その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

参考（武力攻撃事態のイメージと住民の避難行動） ※ 内閣官房資料引用

区 分	住民等に求められる行動
<p>① 着上陸侵攻</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定されます。 ・ 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定されます。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難しましょう。
<p>② ゲリラ等の攻撃</p> 	<p>突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難しましょう。</p>
<p>③ 弾道ミサイル攻撃</p> 	<p>攻撃当初は屋内へ避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難しましょう。</p> <p>屋内への避難にあたっては、近隣の堅牢な建物や地下街などに避難しましょう。</p>
<p>④ 航空攻撃</p> 	<p>攻撃の目標地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられます。</p> <p>屋内への避難にあたっては、近隣の堅牢な建物や地下街などに避難しましょう。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難しましょう。</p>

3 NBC攻撃の場合の対応

① 核兵器等

特徴	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は、主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は、放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。 核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。 このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、或いはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって、放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。



② 生物兵器



特徴	<ul style="list-style-type: none"> 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動まん延防止を行うことが重要である。




③ 化学兵器

特徴	<ul style="list-style-type: none"> • 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。 • 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> • 国、県、関係機関等との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 • 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

参考（NBC攻撃時の住民の避難行動） ※ 内閣官房及び外務省資料引用

区分	住民等に求められる行動
<p>① 核兵器等</p>  	<p>【核爆発の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので見ないでください。 ● とっさに遮蔽物の陰に身を隠しましょう。近隣に建物があればその中へ避難しましょう。地下施設やコンクリート建物であればより安全です。 ● 上着を頭から被り、口と鼻をハンカチで覆うなどにより、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、爆発地点からなるべく遠く離れましょう。その際、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難しましょう。 ● 屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。 ● 屋内に地下施設があれば地下へ移動しましょう。 ● 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉しましょう。 その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。 ● 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。 ● 被ばくや汚染のおそれがあるため、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受けましょう。 <p>【ダーティボムの場合】</p> <p>ダーティボムは、放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れましょう。 ● 爆発において特有の特徴がなく、放射性物質の存在が判明するまでに時間がかかることなどから、たとえ外傷がない場合でも、行政機関の指示など従い医師の診断を受けましょう。

区 分	住民等に求められる行動
<p data-bbox="300 271 485 304">② 生物兵器</p>  	<ul style="list-style-type: none"> ● 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋または感染のおそれのない安全な地域に避難しましょう。 ● 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。 ● 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉しましょう。 また、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。 ● 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。 ● 行政機関の指示などに従い、医師の診断を受けましょう。 ● 身近に感染した可能性のある人がいる際には、その人が使用した家庭用品などに触れないようにし、頻繁に石けんで手を洗いましょう。 感染した可能性のある人も自らマスクをすることが大切です。 ● 米国で発生した炭疽菌事件のように不審な郵便物が送られてきた場合には、郵便物を振ったり、匂いをかいだり、中身を開けたりせず可能であればビニール袋で包み、すぐに警察などに通報しましょう。 もし開けてしまって不審物質がこぼれ出たような場合には、掃除をするべきではありません。不審物質を直ちに何かで覆い、その部屋を離れて汚染された衣服をできるだけ早く脱ぎ、手を水と石けんで洗い流してすぐに警察などに通報しましょう。
<p data-bbox="320 1664 571 1697">その他（参考事項）</p>	<p data-bbox="639 1368 1391 1507">生物剤は、人や動物を殺傷したり、植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルスなどの微生物及び細菌や動植物などが作り出す毒素のことをいい、人に知られることなく散布することが可能です。</p> <p data-bbox="639 1518 1391 1657">触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすことから、化学剤と同様に、飲食物及び日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられます。</p> <p data-bbox="667 1700 815 1733">生物兵器とは</p> <p data-bbox="639 1742 1391 1843">天然痘ウイルス、コレラ菌、炭疽菌、ボツリヌス毒素等の生物剤やこれらを保有・媒介する生物を使用して、人、動物、又は植物に害を加える兵器であり、大量破壊兵器の一つです。</p>

区 分	住民等に求められる行動
<p>③ 化学兵器</p>   	<ul style="list-style-type: none"> ● 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋または風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難しましょう。 ● 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。 ● 2階建て以上の建物であれば、なるべく上の階へ避難しましょう。 ● 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要がありますが、汚染された衣服などをうかつに脱ぐと、露出している皮膚に衣服の汚染された部分が触れるおそれがあります。 特に、頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉しましょう。 その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。 ● 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。 ● 行政機関の指示などに従い、医師の診断を受けましょう。 ● 化学剤傷病者への治療は一刻を争います。あやしいと感じたらすぐに周囲に知らせる、速やかに警察や消防に通報するといった迅速な対応をとった方が、その後の対処も早くなり、救命率の向上につながります。
<p>その他（参考事項）</p>	<p>化学剤は、その特性により、神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類されています。</p> <p>一般に地形や気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は、下をほうように広がります。特有のにおいがあるもの、無臭のものなど、その性質は化学剤の種類によって異なります。人から人への感染こそありませんが、比較的早く、目の充血、咳込み、かゆみなどの症状が現れます。</p> <p>化学兵器とは 化学剤を含む弾薬等を爆発等させることにより、一度に大量の人を殺傷するものであり、大量破壊兵器の一つです。</p> <p>化学兵器として開発された毒性化学物質には、大きく分けて「血液剤」（塩化シアンなど血液中の酸素摂取を阻害し身体機能を喪失させる）、「窒息剤」（ホスゲンという気管支や肺に影響を与え窒息させる）、「びらん剤」（マスタードなど皮膚や呼吸器系統に深刻な炎症を引き起こす）、「神経剤」（サリンのように神経伝達を阻害し筋肉痙攣や呼吸障害を引き起こす）などの種類があります。</p>

第2 緊急対処事態 (法183関係)

町国民保護計画においては、緊急対処事態（武力攻撃に準じた手段で、多数の人を殺傷する大規模テロ等が該当する。）として、以下に掲げる事態例を対象として想定している。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	主な被害の概要
① 原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・ 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
② 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆発及び火災の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
③ 危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
④ ダムの破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	主な被害の概要
① 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ② 列車等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	主な被害の概要
① ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・ 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。
② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・ 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
③ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
④ 水源地に対する毒素等の混入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水摂取による人的被害や農作物等への被害である。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	主な被害の概要
① 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な被害は、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
② 弾道ミサイル等の飛来	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。